

2020年度 船舶用消防設備整備技術 A 講習会・A 研修会
(学科講習 及び 消火器・個人装具コース実技講習)
実施要領

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

1. はじめに

船舶用消防設備の保守・点検・検査については、2002年(平成14年)7月1日に発効した SOLAS 条約附属書第Ⅱ-2章 第14規則により消防設備の整備が義務付けられ、現在はこの規則を根拠に MSC.1/Circ.1432 (Circ.1516 の改正を含む。)「防火設備及び装置の保守及び検査のための改正ガイドライン」等に基づいて、船舶の乗組員、点検整備事業者等が各メーカーの助言を得ながら点検・整備を実施しています。これらの点検整備を行う整備技術者の点検整備技術の向上を図るため、船舶用消防設備メーカー4社(*)と当会が協力して、船舶用消防設備の整備技術者資格の新規取得のための講習会及び資格更新のための研修会(消火器・個人装具コース)を実施しています。

講習会及び研修会では技量認定試験を実施し、合格者を船舶用消防設備整備技術者(ただし、消火器及び個人装具(A講習会)に係る)として認定します。

なお、「2020年度船舶用消防設備整備技術B講習会及びB研修会(固定式消火装置等のメーカーによる講習会・研修会)」の受講を希望する場合は、原則として、事前にA講習会・A研修会の学科講習を受講し、合格することが条件となります。

このため、A講習会・A研修会が未受講の場合、B講習会・B研修会は受講できませんので、ご了承ください。

(※ 消火器・個人装具コース実技講習の対象メーカー：

エア・ウォーター防災(株)、(株)重松製作所、(株)初田製作所、ヤマトプロテック(株))

2. 講習の概要

(1) 学科講習(船舶用消防設備全般についての概論)及び船舶用消防設備(消火器及び個人装具)メーカー4社の実技講習を行います。

同時に、別途実施される固定式消火装置・火災探知装置等の消防設備の実技講習受講予定者のための学科講習も行います。

(2) 日程は、講習会、研修会のいずれも2日です。

(3) 学科講習は、関係規則及びIMOサーキュラー等(MSC.1/Circ.1432 (Circ.1516の改正を含む。以下、「MSC.1/Circ.1432等」という。)、MSC.1/Circ.1318、IMO総会決議A.951等)の成立及び内容について講習を行います。

消火器・個人装具コース実技講習は、MSC.1/Circ.1432等、IMO総会決議A.951等において消火器及び個人装具に点検整備を求められている事項に重点において、メーカー毎に講習

を行います。

- (4) 受講者は技量認定試験として学科試験及び実技試験を実施します。実技試験は実技講習の時間内に実施します。

3. 開催期日

講習会・研修会： 2020年11月4日(水)午後～5日(木)午前
スケジュールは別紙参照。

4. 開催場所

東京海洋大学 越中島キャンパス
東京都江東区越中島 2-1-6

5. 募集人数

講習会： 10名
研修会： 30名

6. 受講資格

次のいずれかの要件に適合する者とします。

- (1) 船舶用消防設備の整備業務又は製造業務を行っている会社に所属し、同業務に従事した2年以上の実務経験を有する者
(2) 現在有効な船舶用消防設備整備技術者証をお持ちの方（研修会受講の場合）
(3) 当会から承認を受けた者

7. 受講料等

(1) 受講料

講習会	当会会員会社所属の場合	55,000円	(消費税5,000円を含む)
	当会会員会社所属以外の場合	88,000円	(消費税8,000円を含む)
			(指導書代及び認定試験受験料を含む。)
研修会	当会会員会社所属の場合	44,000円	(消費税4,000円を含む)
	当会会員会社所属以外の場合	66,000円	(消費税6,000円を含む)
			(指導書代及び認定試験受験料を含む。)

(2) 整備技術者証交付手数料

消火器・個人装具コース受講者の場合 3,140円 (消費税285円を含む)

(3) 受講料等の振込先

受講料及び技術者証交付手数料は、受講可の通知後、次の口座に振り込んでください。

なお、振込手数料は申込者にて負担をしてください。

三菱UFJ銀行 東京公務部（店番号：300）口座番号：0000630・普通預金
受取人名義： シヤ) ニホンセンパクヒンシツカンリキョウカイ

8. 受講申込期限

2020年9月18日（金）

9. 受講手続き

次の手順で行ってください。

(1) 参加申込書の提出

所属会社（事業場）の責任者は、別添1の講習会参加申込書又は別添2の研修会参加申込書に必要な事項を記入の上、9月18日（金）までに、当会あて郵送、メール又はFAXで提出してください。

なお、会員会社に所属していない方が講習会を受講する場合は、受講資格を確認するために、所属会社の業務内容がわかる資料及び受講希望者の過去2年以上の整備業務従事実績がわかる資料（時期、点検整備等を行った船舶の種類と大きさ、消防設備の種類と整備内容等を記載した一覧表等）を添付してください。また、連絡先（電話番号又はメールアドレス及び担当者名）を明記してください。記載内容について確認の問い合わせをさせていただきます場合があります。

(2) 受講可否の連絡

申込書を受理した後、受講資格等を審査、調整のうえ、10月2日（金）を目途に、当会から所属会社（事業場）の責任者に受講の可否を文書で通知します。

(3) 受講料等の振込書の写し及び写真の提出

当会から、受講可の通知があったときは、所属会社（事業場）の責任者は、10月14日（水）までに、当会あて次の書類等を郵送で提出してください。

① 受講料及び技術者証交付手数料の振込書の写し

受講料等については、「7. 受講料等」を参照してください。

② 講習会のみ受講者の写真（縦：3cm、横：2.5cm。提出前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像。カラー） 2葉

写真の裏面に受講者の名前を必ず記載してください。

なお、期限を過ぎても提出がなかった場合には、受講申込みを辞退されたものとさせていただきますのでご了承下さい。

(4) 受講票の送付

(3) の受講料等の振り込みが確認された後に、当会から所属会社（事業場）の責任者経由で、受講者に受講票を送付します。

10. 受講に当たっての留意事項

- (1) 当会に提出された書類、受講料及び写真は、特別な事情がない限り、返還しかねますのでご了承ください。
- (2) 宿泊については、受講者側で手配してください。
- (3) 受講者は、実技講習に参加する際には作業に適した服装を準備してください。
- (4) 受講日当日、受講票を受付にご提出ください。

11. 整備技術者証の交付等

講習会において、学科講習及び実技講習を受講し認定試験に合格して、講習会終了後に開催される講習委員会において所定の技量を有すると認められた者は、整備技術者として認定され、以下により整備技術者証（ただし、消火器及び個人装具に係る）が交付されます。

研修会において、学科講習及び実技講習を受講し、講習委員会において整備技術者として更新が認定された者には整備技術者証が更新交付されます。（ただし、消火器及び個人装具に係る。）

(1) 技術者名簿への登録及び整備技術者証の交付

- a. 船舶用消防設備整備技術者（ただし、消火器及び個人装具に係る）として、当会の技術者名簿に登録します。
- b. 登録後、「整備技術者証」（該当メーカーが製造した船舶用消防設備の点検・整備ができる技術者であることを証明するもの）を当会から船舶用消防設備整備技術者に交付します。
- c. 整備技術者証は、船舶用消防設備の点検整備の完了後に発行する船舶用消防設備整備記録簿等を作成する際に使用します。
- d. 整備技術者証の有効期間は、交付日から4年後の年度末日（今年度の講習会・研修会受講者の場合、2025年3月31日までとします。）

(2) 整備技術者証の更新及び研修会への参加

- a. 整備技術者証の有効期間が満了するまでの間に当会が主催する研修会に参加したときは、整備技術者証が更新されます。
- b. 研修会は、資格継続（更新）のために行う補完教育で、学科講習及び実技講習から構成されます。

12. 参加申込書の送付先及び問い合わせ先

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 第7東ビル9階
TEL : 03-3253-6201 FAX : 03-3253-6204
E-mail: jsmqa@coral.ocn.ne.jp URL: <http://www.jsmqa.or.jp>
(担当: 池上 (いけがみ)、小林 (こばやし))